

## 第 号議案 定款一部変更の件（1）

### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

### 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

## 第 号議案 定款一部変更の件（2）

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役の報酬の開示）

第22条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

### 【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

## 第 号議案 定款一部変更の件（3）

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第31条第2項として以下の条文を追加する。

（取締役の責任免除）

第31条

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項第1号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

### 【提案理由】

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第31条（取締役の責任免除）第2項として、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を追加する。

## 第 号議案 定款一部変更の件（4）

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 13 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (代替電源の確保)

第 55 条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

#### 【提案理由】

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外の I P P ・コジェネ買取を含む M & A の強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、中長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

## 第 号議案 定款一部変更の件（5）

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 13 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (事業形態の革新)

第 56 条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

#### 【提案理由】

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では広域的運営推進機関の設立に係る法案が成立するとともに、電力小売りの全面自由化、送配電部門の分離に向けて法制度の整備に順次取り組まれているところである。このため、例えば送配電部門分離の場合、法制度が整備され次第、持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

## 第 号議案 定款一部変更の件（6）

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 13 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（電力需要の抑制と新たなサービスの展開）

第 57 条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

### 【提案理由】

本会社の経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業をより一層積極的に展開するべきである。

## 第 号議案 定款一部変更の件（7）

### ▼提案の内容

「第 1 章 総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の制限）

第 5 条の 3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

### 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

## 第 号議案 定款一部変更の件（8）

### ▼提案の内容

「第 4 章 取締役及び取締役会」第 20 条を以下の通り変更する。

（取締役の定員）

第 20 条 本会社の取締役は 10 名以内とする。

### 【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の機動性を高めることが必要である。

## 第 号議案 定款一部変更の件（9）

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 13 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第 53 条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

### 【提案理由】

福島第一原子力発電所の事故から、ひとたび関西電力の原子力発電所においてシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲にわたって回復不可能な甚大な被害が想定される。このような原子力発電事業の継続は関西電力の株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来世代に過大な負担を残すおそれがあることから、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関西電力としては、今後の国などの政策動向にかかわらず、脱原発に向けて速やかに原子力発電所を廃止すべきであり、供給計画についても、原子力発電所が稼働しない前提で定めるべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化するとともに、当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原子力発電所を稼働させる場合であっても、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立など極めて厳格な稼働条件を設定するべきである。

## 第 号議案 定款一部変更の件（10）

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 13 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

第 58 条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

## 【提案理由】

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

## 第 号議案 取締役1名選任の件（11）

### ▼提案の内容

村上憲郎を社外取締役に選任する。社外取締役候補者村上憲郎の略歴等は以下のとおりである。

村上憲郎（昭和22年3月31日生）

#### 略歴等

昭和48年	4月	日立電子入社
昭和53年	6月	日本DEC入社 (昭和61年6月～平成3年8月、DEC米国本社出向)
平成6年	7月	インフォミックス副社長兼日本法人社長
平成9年	8月	ノーザンテレコムジャパン社長兼最高経営責任者
平成13年	12月	ドーセントジャパン社長
平成15年	4月	グーグル米国本社副社長兼日本法人代表取締役社長
平成21年	1月	グーグル日本法人名誉会長
平成23年	1月	株式会社村上憲郎事務所代表取締役（現在に至る）
平成23年	1月	会津大学参与（現在に至る）
平成23年	4月	慶應義塾大学大学院特別招聘教授（現在に至る）
平成23年	10月	国際大学グローコム主幹研究員・教授（現在に至る）
平成24年	2月	大阪府特別参与並びに大阪市特別参与
平成24年	4月	株式会社ブイキューブ社外取締役（現在に至る）
平成24年	4月	経産省産業構造委員会情報経済分科会委員（現在に至る）
平成24年	4月	経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員 (現在に至る)
平成24年	6月	経産省IT融合フォーラム有識者会議委員（現在に至る）
平成24年	6月	大分県エネルギー産業企業会会長（現在に至る）
平成24年	11月	大阪工業大学客員教授（現在に至る）
平成24年	11月	株式会社エナリス社外取締役（現在に至る）
平成25年	5月	在京大分県人会会長（現在に至る）
平成25年	7月	株式会社ウエザーニューズ社外取締役（現在に至る）
平成25年	8月	社団法人日本トレーサビリティ協会理事長（現在に至る）

所有する会社の株式 なし

#### 重要な兼職の状況

- ・株式会社村上憲郎事務所代表取締役
- ・経産省産業構造委員会情報経済分科会委員
- ・経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員

- ・ 経産省 IT 融合フォーラム有識者会議委員
- ・ 大分県エネルギー産業企業会会長
- ・ 株式会社ブイキューブ 社外取締役
- ・ 株式会社エナリス 社外取締役
- ・ 在京大分県人会会長
- ・ 株式会社ウエザーニューズ 社外取締役
- ・ 社団法人日本トレーサビリティ協会理事長

上記社外取締役候補者と本会社との間に特別の利害関係はありません。

#### 【提案理由】

脱原発と代替電源の確保ならびに発送電分離に加えて、新たな電力市場形成による電力供給体制の充実と需要抑制を図るために、経営方針の大転換を図る必要がある。このため、当会社の取締役として選任されるべき人物として、電力需要抑制に向けた新たな事業展開を含めたエネルギーに関する諸課題とその対策について精通し、かつ、企業の経営全般についての経験と見識を有する人材が求められるところである。村上憲郎氏は、コンピューターの黎明期から今日に至るまでその第一線で活躍してきており、特にコンピューターのハード・ソフトに関する最新の知見が要求される電力需給調整に関する新たな事業展開にあたって、必要かつ十分な経験と見識を備えている。以上の理由により、村上憲郎氏を社外取締役として選任するものである。